第1条 (カードの発行)

当行が取り扱う各種カードローン商品において使用するローンカード(以下「カード」といいます)は、カードローン商品毎に定めた契約内容(以下「契約書」といいます)に従い、カードローン契約者本人に対して当行が発行するものとします。

第2条(カードの利用)

カードは、次の取引に利用することができます。

- 1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「ATM」といいます)を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合。
- 2. 当行の「ATM」を使用して当座貸越借入金の任意返済を行う場合。
- 3. 当行の「ATM」を使用して当座貸越借入金を払出し、同時にその金額を当行国内本支店(以下「本支店」といいます)または、当行以外の金融機関の本支店(「ATM」が案内表示する金融機関およびその本支店に限ります)にある指定の受取人の預金口座へ振込入金する(以下「振込」といいます)場合。
- 4. 当行の「ATM」を使用して当座貸越借入金を払出し、同時にその金額を他の預金口座へ通帳により預け入れる(以下「振替」といいます)場合。

第3条 (「A T M」による払出し)

- 1. 「ATM」を使用して当座貸越借入金の払出しを行うときは、「ATM」にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。
- 2. 「ATM」による払出しは、「ATM」の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出金額合計は当行所定の金額の範囲内とします。
- 3.「ATM」を使用して当座貸越借入金の払出しを行う場合、払出し金額と第7条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額が当座貸越極度額を超えるときは、払出しができません。

第4条(「ATM」による任意返済)

- 1. 「ATM」を利用して当座貸越借入金の任意返済を行うときは、「ATM」にカードローンご利用明細帳またはカードを挿入(現金による返済の場合は、現金も挿入)し、金額確認ボタンを操作してください。
- 2. 1回あたりに返済できる金額および挿入できる紙幣の枚数は、当行が定めた範囲内とします。 また、「ATM」に挿入できる現金は、「ATM」の種類により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。
- 3. 当座貸越借入金の残高を超える返済があった場合は、超過額を返済用口座に自動的に入金するものとします。

第5条(「ATM」による振込)

- 1. 「ATM」を使用して振込を行うときは、「ATM」の画面表示等の操作手順に従って、「ATM」にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。 この場合、当座貸越口座のカードローンご利用明細帳(以下「明細帳」といいます)・当座貸越借入金払出請求書(以下「払出請求書」といいます)および振込依頼書の提出は必要ありません。
- 2. 「ATM」を使用して振込を行う場合、振込金額と第7条各項の手数料金額との合計額が貸越極度額を越えるときは、振込はできません。

第6条(「ATM」による振替)

- 1. 「ATM」を使用して振替を行うときは、「ATM」の画面表示等の操作手順に従って、「ATM」にカードを挿入し、届出の暗証および振替金額を正確に入力したうえ預入口座の通帳を挿入してください。 この場合、当座貸越口座の明細帳・払出請求書および預入口座の入金票の提出は必要ありません。
- 2. 前項の操作にあたっては、「ATM」の画面表示等に従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、「ATM」による振替の取消はできません。
- 3. 「ATM」を使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行ったATM設置 店の窓口に申し出てください。この場合は、預入口座名義人の承諾が必要となります。

- 4. 振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。
- 5. 「ATM」による振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は当行が定めた範囲内とします。

第7条 (A T M 利用手数料等)

- 1. 当行の「ATM」を利用して当座貸越借入金を払出す場合、当行が特に定めた時間帯に限り、所定のATM利用手数料(以下「手数料」といいます)をお支払いいただきます。この手数料は、当座貸越借入金の払出時に払出請求書なしで当座貸越口座から自動的に引き落します。
- 2. 提携先の「ATM」を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合、当該提携先が手数料を定めているときは、 提携先に対し、所定の手数料をお支払いいただきます。 この場合、当行は手数料を当座貸越借入金の払出し時に払出請求書なしで当座貸越口座から自動的に引き落とし のうえ、提携先に支払います。
- 3. 当行の「ATM」を使用して振込を行う場合には、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。 この手数料は、振込金額の払出し時に払出請求書なしで当座貸越口座から自動的に引き落とします。

第8条 (「A T M」故障時の取り扱い)

- 1. 停電、故障等により当行の「ATM」が停止し、その取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り当行が定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出し、返済および振込・振替を行うことができます。その際、当該カードに関するカードローン契約者本人であることを確認いたします。カードローン契約者本人であることが確認できない場合、ならびに提携先の窓口ではこのお取り扱いはいたしません。
- 2. 前項により取り扱う場合には、当行所定の払出請求書または入金票に氏名、金額を記入のうえカードとともに提出してください。
 - なお、振込の場合には他に当行所定の振込依頼書に必要事項を記入して提出してください。また、振替の場合には他に当行所定の入金票に必要事項を記入し、預入口座の通帳とともに提出してください。
- 3. カードによる窓口での返済の場合は、当行所定の入金票に、氏名・金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

第9条(カードの紛失、届出事項の変更等)

- 1. 氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等当行所定の方法によって当行へ届出てください。
- 2. カードを失ったときは、直ちに書面で当行へ届出てください。カードを失った旨の届出を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金払出停止の措置(以下「払出停止措置」といいます)を講じます。なお、電話等によりカードを失った旨の通知があった場合にも、直ちに払出停止措置を講じますが、この場合もすみやかに書面によって当行に届出てください。
- 3. 前2項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 4. カードを失った場合のカードの再発行は、当行手続き完了後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 5. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。 なお、手数料は返済用口座から預金規定にかかわらず通帳および払出請求書なしで自動的に引き落とします。

第10条(「ATM」の操作・暗証照合等)

- 1. カードは、他人に使用されないよう保管してください。また暗証は他人に知られないようにしてください。当行は暗証の照合には一切応じませんので、暗証を忘れたときは窓口にカードを提出して再発行の手続きをしてください。
- 2. 当行がカードの電磁的記録によって、「ATM」の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当座貸越借入金の払出しをしたうえは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払出しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- 3. 窓口においてカードを確認し、払出請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、取り扱った場合にも、前項と同様とします。
- 4. 「ATM」は所定の方法に従って正しく操作してください。
 「ATM」の使用に際し、金額等の誤入力等により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の「ATM」を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第11条(偽造カード等による出金等)

偽造又は変造カードによる不正な出金について、本人の故意による場合、又は当該出金について当行が善意かつ無 過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この 場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等につい て当行の調査に協力するものとします。

第12条(盗難カードによる出金等)

- 1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金にかかる損害(手数料や利息を含む。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- 2. 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる損害(手数料や利息を含む。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3. 前項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補て ん責任を負いません。
 - (1) 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ① 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、又は家事使用人(家事全般を行っている 家政婦など)によって行われた場合
 - ③ 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第13条 (カード期限)

- 1. 契約書に定める期限をカード期限とします。
- 2. 契約書に定める当行との約定により取引期限が延長された場合には、カード期限は自動的に延長するものとします。
- 3. 契約書に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードはカード期限のいかんにかかわらず無効とします。

第14条(解約等)

- 1. この取引の解約または終了に際しては、カードを直ちに返却してください。
- 2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適正と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを当行に返却してください。

第15条(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、契約書または返済用口座のキャッシュカード規定、振替により預入れでき

る各種預金規定および振込規定により取り扱います。

第17条 (規定の変更)

- 1. 本規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には改定されることがあります。
- 2. 前項に基づき本規定を改定するときは、その効力発生時期を定め、この規定を改定する旨および改定の内容ならびに効力発生時期を当行ホームページ、店頭掲示、その他相当の方法により通知いたします。

以 上